

## 5. 奨学金制度

成績の優秀な学生及び、経済的理由により修学が困難な学生のために、次のような奨学金制度があります。

本学独自の奨学金には、次の奨学金があります。

### 〔1〕 静岡福祉大学

名 称	人 数	金 額	応募資格
特待生奨学金	8名 各学年各学科1名	授業料の全額	特に成績の優秀な者 (GPAが最高得点の者) 対象2、3、4年次生
	8名 各学年各学科1名	授業料の2分の1	(GPAが2番目に良い者) 対象2、3、4年次生
給付奨学金	12名以内 大学各学年4名	授業料の2分の1	成績人物共優秀でかつ就学のために経済的援助を要する者 対象2、3、4年次生

その他

- ・給付奨学生は4月に希望者を募集し、応募者の中から選出する。(所得証明書等を提出)

本学以外の奨学金は、次のとおりです。

### 〔1〕日本学生支援機構

日本学生支援機構の奨学金には、「第一種奨学金（無利息）」と「第二種奨学金（利息付）」があります。採否は、日本学生支援機構が、学業成績・経済状況等により決定します。

高校在学中に日本学生支援機構の奨学生であった学生は、本学在学中は返還猶予になりますので「在学届」を提出してください。また、高校で予約して「奨学生採用候補者」として決定している学生は、日本学生支援機構から交付されている「大学等奨学生採用候補者決定通知」を事務部へ提出してください。

定期採用のほか、家計急変者には「緊急・応急採用」を随時受け付けています。

#### ①対象

全学科・全学年

#### ②出願資格・選考基準

人物、学業に優れかつ健康であって、経済的理由により修学が困難な学生で、日本学生支援機構の示す収入基準内に入っていることが条件です。

奨学金種別ごとに学校からの推薦枠が決められており、希望しても必ず採用されるわけではありませんので、ご了承ください。

また、一度採用されれば原則として卒業するまで貸与を受けることができますが、毎年適格認定が行われ、奨学生として相応しくないと判断された場合は奨学金の貸与が停止されることもあります。

種 類	募 集 時 期	貸 与 月 額	貸与始期	返 還
第一種奨学金 (無利息)	定期採用 4月 ※緊急採用 随時	自 宅 30,000円 54,000円  自 宅 外 30,000円 64,000円	全学年 4月  ※緊急採用 家計急変の事由 が発生した月以 降で本人が希望 する月	貸与終了(卒業) してから6ヶ月 経過後、返還開 始となる。月賦 又は月賦・半年 賦併用のどちら かを選択し、借 用金額及び割賦 方法に応じた返 還回数で返還す る。
第二種奨学金 (利息付) 年利3%を上限	定期採用 4月 ※応急採用 随時	30,000円 50,000円 80,000円 100,000円 120,000円 の5種類の月額から 選択できる。	全学年4月～9月 で本人が希望す る月  ※応急採用 家計急変の事由 が発生した月以 降で本人が希望 する月	
入学時特別増額 貸与奨学金 (利息付)	第1学年入学者(編入学者の編入学年次を含む)で条件を満たすものに対して、希望により定額(10万円、20万円、30万円、40万円、50万円)を増額して貸与します。			

※緊急採用(無利息)、応急採用(利息付)とは、家計支持者が失職、破産、倒産、病気、死亡または、火災、風水害等により、家計急変が生じ緊急に奨学金が必要になった場合、申込ができます。

### ③奨学金継続願・適格認定

奨学生は、貸与期間中毎年1回「奨学金継続願」をインターネットを通じて提出しなければなりません。この手続きを怠ると、奨学金が廃止されますので、注意してください。

また、提出された継続願の内容および学業成績・経済状況が奨学生として相応しいかを判断し継続の可否を認定します。

手続きの時期は、掲示によりお知らせします。

### ④貸与期間満期時（卒業時）の手続き

卒業年次の学生を対象として説明会を開催します。「返還誓約書（借用証書）」等を配布しますので、「返還誓約書（借用証書）」に必要書類を添付して事務部へ提出してください。

進学する場合には、進学先の学校に「在学届」を提出することにより返還猶予されます。

※2010年度採用者から採用時に「返還誓約書（借用証書）」を提出することとなりました。

貸与終了時は、別途必要書類を提出していただきます。

### ⑤貸与終了時（奨学金貸与の辞退・廃止時）の手続き

「返還誓約書（借用証書）」等を配布しますので、「返還誓約書（借用証書）」に必要書類を添付して事務部へ提出してください。引き続き在学する場合および進学する場合には、在学先に「在学届」を提出することにより返還猶予されます。

※2010年度採用者から採用時に「返還誓約書（借用証書）」を提出することとなりました。

貸与終了時は、別途必要書類を提出していただきます。

## 〔2〕静岡県介護福祉士修学資金貸付制度（健康福祉学科介護福祉コース対象）

この制度は、静岡県社会福祉協議会が国からの補助を受け、介護福祉士の資格取得をサポートする制度です。

貸付制度の詳細は、関係省庁からの通達によるものとなります。制度の内容・申し込み方法・返還免除対象となる業務等については、4月に説明会を開催いたしますので、希望者は必ず出席してください。